

大阪広域水道企業団暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年11月26日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第6号

大阪広域水道企業団暴力団排除条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団暴力団排除条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（企業団の責務） 第4条 企業団は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、府、市町村、法第32条の3第1項の規定により公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けたものその他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体、住民及び事業者と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施する責務を有する。	（企業団の責務） 第4条 企業団は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、府、市町村、法第32条の2第1項の規定により公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けたものその他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体、住民及び事業者と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施する責務を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。